

工場等に設置されるエレベーター等に係る留意事項について

青梅労働基準監督署

下表の区分において、労働安全衛生法における②又は③の領域にある簡易リフトは、建築基準法においてはエレベーターに当たるため、建築基準法令におけるエレベーターの規定が適用されます。

このようなことから、労働基準監督署の指導により労働安全衛生法に基づく構造等の改善を行った場合でも、建築基準法の規定に適合しないエレベーターについては、建築指導部局から建築基準法に基づく更なる改善指導がなされる場合があります。このため、これまで建築基準法に基づく必要な手続き等がなされていないエレベーターについては、労働安全衛生法に基づく改善を行う前に、最寄りの都道府県建築指導課等にご相談されますようお願いいたします。

また、**簡易リフトと呼ばれているものでも搬器に天井のない場合は、高さ1.2mを超えると下表の労働安全衛生法区分④に該当し、エレベーター構造規格が適用され、同規格を具備していないと同法違反となりますので留意してください。**

本件、労働安全衛生法に関するご相談は、当署安全衛生課（☎ 0428-22-0285）、建築基準法の適用等に関するご相談は下記建築指導第三課等までお願いします。

【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超 ● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超 ● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下 <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>

【建築基準法のご相談先】

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の事業場は、東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課（☎ 0428-23-3793）までご相談ください。